

これらは、お客様の旅行に適用される利用条件です。お客様は本利用条件に拘束されますので、これをご精読ください。本規約の英語版と翻訳版(日本語版)で相違や矛盾が発生する場合、英語版が優先するものとします。

日本国内における予約金、取消料、払い戻し等、一部運送約款にあてはまらないものがございます。詳しくはご予約の旅行会社へお問い合わせするか、[こちら](#)をご参照ください。

定義

1. 本利用条件において、文脈上他の意味に解釈されない限り、以下のとおり適用されます。「**本契約**」とは、キュナードとパッケージに関連する乗客との間で締結される契約を意味します。「**クルーズ**」とは、キュナードによってまたはキュナードに代わって公表された関連するキュナードのパンフレットまたはその他の文書に記載されているクルーズ、船旅または船上渡航を意味します。「**キュナード料金**」とは、キュナードのパンフレットまたはウェブサイトに記載されているキュナードの料金を意味します。「**障がい**」には、交通機関を利用する場合に、身体障がい(感覚的または運動的、恒久的または一時的)または知的もしくは心理社会的障がいもしくは機能障がい、またはその他の障がいの原因により、または加齢により、人の行動力の低下につながる状況が含まれます。また、そうした方の状況が適切な配慮およびキュナードによって全ての乗客が利用できるサービスに関連してそうした方の特別なニーズへの対応が必要となる状況が含まれます。「**不可避かつ異常な状況**」とは、あらゆる合理的な対策が取られたとしてもキュナードがかかる状況の影響を回避し得ないキュナードの統御を超えた状況であり、さらにかかる状況は、結果として、キュナードがパッケージまたは旅行日程の一部を含むパッケージの一部を提供できないことを意味し、また、かかる状況には、技術的問題、戦争もしくは戦争の脅威、テロ活動もしくはテロ活動の脅威、暴動、動乱、災害、天災、自然災害および原子力災害、火災、鎖港、ストライキもしくはその他の争議行為、乗船時または目的港での医療問題(いずれの場合にも、感染性の事件またはその他の病気もしくは疾患を含む)、遭難信号もしくはその他の緊急事態および悪天候に応じた正当な航路逸脱が含まれます(ただし、これらに限定されません)。「**早期割引**」とは、キュナードのパンフレットまたはウェブサイトに記載されている早期割引料金を意味します。「**旅行日程**」とは、キュナードによってまたはキュナードに代わって公表された関連するキュナードのパンフレットまたはその他の文書に記載されている旅行日程案を意味します。「**(サービスの)不一致**」とは、旅行サービスの不履行、または旅行サービスの不適切な履行を意味します。「**未成年者**」とは、18歳未満の方を意味します。「**旅行サービス**」とは、クルーズおよび英国発着のあらゆる航空便ならびにパッケージ旅行契約(以下、「**パッケージ**」といいます)を形成するクルーズと同時に販売されるクルーズ前およびクルーズ後のパッケージを意味しますが、寄港地観光またはシャトル運行サービスは含まれません。「**乗客**」とは、予約者名簿および/またはキュナードのチケットに名前が記載されている一人ひとりを意味します。「**キュナード**」とは、キュナード・ラインとして営業する Carnival plc を意味します。「**本料金**」とは、キュナードが発行する確認請求書に記載されたパッケージの料金(寄港地観光および関連するキュナードのパンフレットなどに示されているかもしくはその他の方法で宣伝広告されている追加料金を除く)で、キュナード料金、早期割引または割引のいずれに基づくかにかかわらず、本契約上で乗客が支払うべき料金を意味します。「**割引**」とは、キュナードのパンフレットまたはウェブサイトに記載されている割引料金を意味します。「**寄港地観光**」とは、キュナードが売り出すエクスカージョンを意味し、これには、パッケージの開始前に英国で予約されるか乗船中に購入されるかを問わずその時点で、本料金以外の別料金がかかります。「**シャトル運行サービス**」とは、特定の港でキュナードの乗客が利用できる可能性のある(保証なし)第三者が提供する交通サービス(フェリー、バス、コーチまたはミニバス)を意味します。「**重大な変更**」とは、お客様のパッケージへの大きな変更を意味します。「**サプライヤー**」とは、パッケージの一部を形成するサービスを提供するためにキュナードが契約した会社または個人を意味します。

本契約

2. 本契約は、本利用条件およびキュナードのパンフレットもしくはウェブサイトに含まれている情報に基づき、キュナードと乗客との間で締結されるものとし、英国法に準拠し、英国の裁判所の非排他的管轄権に服するものとします。本契約上でお客様に提供される旅行サービスの組み合わせは、パッケージ旅行およびリンクによる旅行手配に関する規則 2018 (The Package Travel and Linked Travel Arrangements Regulation 2018) の意義の範囲内でのパッケージです。従って、お客様はパッケージに適用される EU の権利をすべて享受されることとなります。キュナードは、パッケージ全体の適切な履行について全面的に責任を負います。さらに、法律に従って、キュナードは、お客様からの支払いを払戻しする防護措置、ならびに、本パッケージに輸送が含まれている場合にはキュナードが支払い不能になったときにお客様の本国帰還を保証する防護措置を講じています。
3. 予約を行うことにより、乗客は、未成年者および障がい者（およびそれらの個人的代理人）を含む予約者名簿に名前が記載されている全ての方が本利用条件および本契約のその他全ての条件に拘束されることに同意しており、またこの乗客がそれらの方々に代わってこれに同意する権限を有しており、さらに予約者名簿に名前が記載されている全ての乗客に関して提供されている全ての詳細情報が正確であることを確認するものとします。ある乗客がその他の乗客に代わって予約を行う場合、キュナードは、予約を行う乗客から予約者名簿に名前が記載されている全ての乗客に関する詳細情報を収集するものとし、さらにその団体の個々の乗客ではなくて、提供された連絡先情報を使用して、予約を行った乗客と連絡をとります。
4. 全てのパッケージは、予約時点での空き状況によってご利用いただけない場合があります。予約確認書が発行されているか否かにかかわらず、保証金（または、該当する場合は、料金全額）が支払われるまでいかなる契約も締結されることはありません。ただし、旅行代理店に支払われた全ての金銭は、キュナードに支払われたものとして取り扱われます。支払い期限までに残額の支払いができなかった場合、キュナードは、予約を取り消し、取消料として保証金を保持する権利を有するものとします。支払い期限までにその他金額の支払いができなかった場合、キュナードは、予約を取り消し、第 38 項に定めるとおり取消料として保証金を保持する権利を有するものとします。
5. 乗客 1 名が 2 台以上の寝台を持つ専用室を独占的に利用する権利を得るには、1 名分の追加料金を支払う必要があります。予約取り消しの結果として、乗客 1 名が 2 台以上の寝台を持つ専用室を単独で利用することになった場合、その乗客は 1 名分の追加料金を支払う義務を負います。当初専用室を一緒に予約していた乗客の数が予約取り消しによって減少した場合、残りの乗客は各自、かかる乗客数減少の結果として生じる料金の上昇分を支払う義務を負います。専用室を予約した全ての乗客がクルーズの終了前に恒久的に下船した場合、その専用室は再びキュナードの在庫となります。
6. 英国発または英国着の航空便を含んでいるパッケージ（および予約時点で未確定である場合）に関して、キュナードは、航空便手配を承知してから合理的な時間内に、当該航空便手配の詳細情報（英国および目的地の空港を含む）を記載している ATOL 確認請求書を発行します。
7. 寄港地観光は、旅行前または乗船時に別途購入することができ、キュナードが現地のオペレーターとともに手配します。寄港地観光は、本契約の一部を成すものではなく、キュナードが履行するものでもありません。

8. 予約は 18 歳以上の方のみが行うことができます。出航時に 18 歳未満である全ての乗客は、18 歳以上の乗客の同伴が必要であり、18 歳以上の同伴者は、パッケージの期間中常に 18 歳未満の乗客の健康、行為および態度に責任を負います。16 歳未満の乗客は、16 歳以上の乗客の同伴なしに、客室利用の旅行を行うことを認められていません。16 歳未満の乗客は、どの港においても、本項に従ってパッケージに同伴している乗客を伴わずに下船することを認められていません。

9. パッケージの開始時点で月齢 6 ヶ月以下の幼児は、乗船できません。キュナードはかかる拒否による帰結について責任を負わないものとします。特定のパッケージでは、月齢 12 ヶ月以下の幼児についても禁止しています。乗客は、予約をする前にキュナードに確認する必要があります。

10. 乗客は、船舶と乗り継ぎ便を含む航空便との行き帰りのチェックインには確実に時間の余裕を持って到着することに責任を負います。乗客は、航空便のあらゆる遅延/取り消しについて確認する責任を負います。乗客は、有効なパスポートおよび本人のパッケージに必要な渡航書類(ビザなど)を確実に所持していなければならない、また予約する前にキュナードのパンフレットまたはウェブサイトの該当箇所を読む必要があります。キュナードは、いかなる乗客のビザの取得についても一切責任を負いません。ビザの取得は各乗客の責任となります。

11. 乗客が本人のパッケージに関するすべての関連ビザまたは文書の要件に適合できない場合、キュナードに罰金が科される場合があります。キュナードは、かかる罰金を当該乗客に再請求いたします。

本契約の修正

12. 第 12 項、第 13 項および第 14 項において、「別の方」とは、パッケージに適用される全ての条件に適合している別の方を意味します。パッケージを譲渡すると称する前に乗客がキュナードに相談しかつキュナードが出航予定日より少なくとも 7 日前までに譲渡依頼を書面で受け取ることを条件として、パッケージを別の方に譲渡することができます。キュナードが譲渡に同意する場合、乗客と代用乗客の両者は、料金の残額の支払いおよび当該譲渡に起因する合理的な追加手数料等の費用について各自連帯して責任を負います。乗客がキュナード早期割引または割引料金に基づいて予約を行った場合、本項に基づくパッケージの別の方への譲渡は全て、20 ポンドの事務管理費の対象となります。キュナード料金に基づいて予約した乗客は、事務手数料の支払いは要求されません

13. パッケージの別の方への譲渡は、当該譲渡に関連して発生する全ての費用(例えば、ホテル改正料)の支払いを条件とし、また航空便を含むパッケージの譲渡は、航空会社によって課される費用の対象にもなります。乗客は、航空会社が定期航空便について譲渡を認めない可能性があること、また航空便予約は取り消しおよび再予約する必要があることに注意する必要があります。なお、再予約は航空便の予約状況によって利用できない場合が常にあり、また航空会社によって課される費用の支払いを条件とし、ある場合には、当該費用が航空券の満額となる可能性があります。

14. 出航予定日の 4 日前までにキュナードが受け取るパッケージの別の方への譲渡依頼は、乗客による本契約の取り消しとして扱われ、第 38 項に基づく取消料の支払いが発生します。

15. 乗客が別のパッケージへの乗り換えを望まれる場合、ほとんど第 38 項に基づく取り消しとして扱われます。乗り換えが行われるキュナード旅行が当初予約から 12 ヶ月以内(ワールドクルーズまたはワールドクルーズ部門からの譲渡の場合には 6 ヶ月以内)に出発し、かつより高額料金である場合、キュナードは、その裁量により、取り消しとして扱うことなく当該乗り換えを許可する場合があります。パッケージの乗り換えへの同意は、そのような依頼が当初の出航予定日の 90 日前までに行われること、予約状

況に空きがあること、ならびに 100 ポンドの事務管理費およびこれによってキュナードに発生する経費（航空会社および/またはホテルの課金など）の双方が支払われることを条件とします。上記の乗り換えは 1 回のみ認められます。乗り換えを認める基準は、予告なく随時キュナードによって変更される可能性があります。割引を利用して予約した乗客は、別のパッケージへ乗り換える権利を持たず、また本第 15 項の規定は適用されないものとします。

16. 第 15 項に従った別のパッケージへの乗り換えは全て、新規予約として扱われます。当初予約に適用される値引きおよびキャンペーンは、新規予約に適用されない可能性があり、その場合、乗客には料金の差額を支払っていただく必要があるものとします。

17. パッケージが予約された後、キュナードは、変更依頼を承諾するよう試みますが、当該変更は常にキュナードの裁量にゆだねられており、また 20 ポンドの事務管理費の対象となる場合があります。割引を利用して予約した乗客は、本人のパッケージを変更する権利を持たず、また本第 17 項の規定は適用されません。

旅行への適性および障がいまたは行動能力障がいのある乗客

18. キュナードが乗客を安全に輸送することができることを確実にするため、ならびに国際的な法律、EU または国内の法律で規定された該当する安全要件に従い、または船舶の旗国を含む監督官庁が規定した安全要件を満たすために、予約を行う乗客は、予約者名簿上の全ての乗客が旅行への適性を備えていることを表明するものとします。

19. 予約時点で、全ての乗客には、予約者名簿上の旅行をする乗客の行動能力障がいまたは何らかの障がい（特別な手配、医療機器/用品、世話または補助を必要とする可能性がある）などを含むがこれに限定されない状況についてキュナードに通知する義務があります。これは、乗客が安全に輸送され、かつ該当する安全要件に確実に従っており、またパッケージが行動能力障がいまたは何らかの障がいのある方に一般的に適しているか否かをキュナードが確実に判断できるようにするためです。キュナードが、パッケージが行動能力障がいまたは何らかの障がいのある方に適していないと判断する場合、または乗客が安全に輸送され、該当する安全要件に従うことができないと判断する場合、キュナードは、安全性の観点から予約の承諾またはその後の当該乗客の乗船を拒否することができます。そのような拒否は、国内法ならびにその他の適用法令および国際安全管理コードおよび海上における人命の安全のための国際条約を含む国際規制に配慮した上でのキュナードによるリスク評価に基づくものです。予約時点で、乗客から十分な情報が提供されることが重要です。パッケージの予約日からパッケージの開始日までの間に乗客の状況が変わり、その変化が当該乗客の運送を危険にする可能性があるかまたは当該乗客を対象とするパッケージの適性に影響を与える可能性がある場合、当該乗客は、可能な限り速やかにキュナードに通知し、キュナードが当該乗客を安全に輸送できるかどうかについて情報に基づいて決定を下すおよび/または当該乗客を対象とする本パッケージの適性を評価するために、キュナードに対して特別な手配、医療機器/用品、世話または補助に関する要求事項を通知する義務を負います。

20. キュナードは、適用される国際的な法律、EU または国内の法律に従って乗客を安全に輸送できるか否かを評価するために、パッケージでの旅行への適性に関する医学的証拠を提示するよう要求する権利を留保します。キュナードが絶対に必要であると判断する場合、キュナードは、行動能力障がいまたは何らかの障がいのある乗客については、適性がありかつ当該乗客の日常活動を補助することができて、行動能力障がいまたは何らかの障がいのある乗客が必要とする補助を提供できる別の方が当該乗客に同伴するよう要求する場合があります。この要件は、全面的に安全性の観点に基づいており、

船舶ごとおよび/または旅行日程ごとに変動する可能性があります。このカテゴリーに該当する可能性のある乗客の例としては、車椅子もしくはシニアカー（以下、用語「車椅子」は、車椅子およびシニアカーを総称するものとします）を使用する乗客や人的介助を必要とする乗客が含まれます。乗客に同伴者が絶対に必要か否かの評価は、予約時点で提供される情報に基づきます。十分なリスク評価を行えるように、乗客は、可能な限り多くの情報を提供するように求められています。乗客は、キュナードが全ての関連情報を確実に保持するために、追加情報の提供を求められる場合があります。

21. キュナードが必要な補助を提供できること、ならびに乗客の乗船、下船または運送を安全もしくは操作上可能な方法で実行することを不可能にする可能性のある、船舶または港湾ターミナルを含む港湾のインフラおよび設備機器の設計に関連する問題がないことを確認するために、特別な扱いもしくは補助を必要とするかまたは行動能力障がいもしくは障がいを持つ乗客（車椅子を使用する乗客を含む）は、予約時点でキュナードに通知しなければなりません。車椅子を使用する乗客は、本人の標準サイズの車椅子を用意しなければなりません。船舶の車椅子は緊急時にのみ利用可能です。船舶および乗船中の全乗客の安全のため、全ての車椅子およびその他の移動補助器具は、使用していないときは乗客の専用室に保管しなければなりません。また、これが可能なことを確認し、また船舶および乗船中の全乗客の安全を確保するために、キュナードは、車椅子を使用する乗客に対して指定カテゴリーの専用室を予約することを要求する権利を留保します。詳細はキュナードのパンフレットおよびウェブサイトに記載されています。キュナードは、乗客が特別な扱いもしくは補助の要求事項または行動能力障がいもしくは障がい（車椅子を使用する要件を含む）についてキュナードに通知することを怠った場合、当該乗客に対して乗船をお断りする権利を留保します。キュナードの過失もしくは不作為または出荷インシデントが原因で発生した移動補助器具の損失または損害に対する費用は、当該器具を修理するかまたは交換するかについてのキュナードの絶対的な裁量の対象となります。予約時点でキュナードが書面によって別途同意する場合を除き、乗客が船内に持ち込めるのは、合計価格が専用室 1 室あたり 2,250 ポンドを超えない 2 台の移動補助器具またはその他の医療器具に制限されています。

22. キュナードおよび/または関連する港湾当局は、随時、公衆衛生アンケートを実施する権利を有しています。全乗客は、乗船前アンケートに記入することおよび胃腸系疾患などの症状に関する正確な情報を提供することに同意するものとします。健康と安全のために、キュナードは、ノロウイルスなどのウイルス性または細菌性の症状を持つ乗客の乗船を拒否する場合があります。関連する乗船前アンケートの記入に拒否する場合、それ自体で乗船拒否をもたらす場合があります。全ての乗船拒否は取り消し扱いとなり、第 38 項に従って 100%の取消料が発生します。

23. 乗客が乗船中にウイルス性または細菌性の病気であると診断された場合、健康と安全上の理由で、当該乗客は本人の専用室に留まることを義務付けられる場合があります。乗客が、船医が勧告した期間中に専用室に留まることを拒否する場合、当該乗客は、健康と安全性の理由により、追加の賠償責任なしでキュナードによって下船させられる場合があります。

24. 乗客が適用される安全要件に従って輸送されることを確実にするために、乗客は予約時点で以下の事項についてキュナードに通知することを要求されています。

- (i) 宿泊設備、座席または必要なサービスに関する乗客の特別なニーズおよび/または乗客が特定の医療機器を船内に持ち込む必要があるかどうかについて。
- (ii) キュナードまたはターミナルオペレーターからの補助を必要とする性質について。
- (iii) 乗客が公認介助犬を乗船させることを希望する場合。介助犬は国内規制の対象です。乗

船させることのできる犬の数には制限もあります。従って、予約時点で当該要件について通知することが必要です。

(iv) 乗船時に必要なその他の補助について。

キュナードの船舶内の医療設備には透析を行う設備がないことにご注意ください。船医は透析治療を提供する訓練を受けていませんが、緊急時には補助することが可能です。全ての透析設備と治療を提供するのは乗客の責任です。これには抗生物質も含まれます。乗客が安全に輸送され、適用法に準拠できることを確認するために、予約時点でリスク評価を実行するものとします。キュナードの船舶内には様々な給電装置がありますが、英国内の標準的な給電装置とは異なる場合があります。具体的詳細については乗客がキュナードに連絡をとる必要があります。船内に医療用電気機器を持ち込む予定の乗客については、当該機器が船内での使用が安全であることを確認するために、製造元またはサプライヤーに連絡することが重要です。医療機器に関しては、船内での保管施設が限られています。出航前に全ての医療機器を船舶に配達する手配をするのは乗客の責任です。船内に医療機器を持ち込む必要があるかどうかについて予約を行う前に乗客がキュナードに通知するという必要条件是、医療機器が持ち込み可能でありかつ/または安全に輸送されることを確認するためです。専用室に持ち込める酸素ポンベの数には制限があります。船内の医療センターでは、酸素ポンベを再充填または供給することはできません。全ての医療機器が正常に機能することを確認し、またパッケージの期間中十分な医療機器および医療用品を手配するのは乗客の責任です。船舶は代替機器を輸送せず、沿岸部の医療および機器へのアクセスは困難かつ高額である場合があります。乗客は全ての医療機器を操作できなければなりません。監督を必要とする特定の病状が発生した場合、そのような監督は、乗客が費用を自己負担して組織しなければなりません。船舶は、肉体的、精神的またはその他の状態に対する専任またはその他の介護者を提供しません。船舶は、レスパイトサービスを提供しません。乗客は、全ての医療機器を航空機で運送するか航空機内で使用できるわけではないことに注意しなければなりません。乗客は、運送の前に航空会社に確認しなければなりません。

妊娠

25. キュナードは、妊娠 12 週未満の女性に対して、旅行前に医療アドバイスを求めることを推奨しています。

26. キュナードは、出産のための適切な医療設備を船内に搭載していません。従って、健康と安全上の理由で、キュナードは、残念ながら、パッケージの期間中のどの時点であっても、妊娠 24 週以上になる乗客については運送できません。妊娠中の全ての女性は、母子共に健康であり、旅行日程案を考慮した上で旅行への適性があり、その妊娠が高いリスクのものではない旨を記載している、医師または助産婦による書状を提示することが要求されています。当該書状には、最終月経期(LMP)および超音波(実行された場合)の両面から算出した出産予定日(EDD)が含まれていなければなりません。キュナードは、乗客が本項の要件に適合しない場合、予約の承諾またはその後の乗客の運送を致しかねます。パッケージのいずれかの時点において妊娠 24 週以上となることを事由として乗客がパッケージに参加することができないことが合理的に知られる以前に、妊娠中の当該乗客によってまたはそれに代わって予約が行われた場合、当該の妊娠中の女性がパッケージに参加することができないことを承知してから合理的に実行可能な限り早急にキュナードに通知することを条件として、キュナードは、当該乗客によってまたはそれに代わって支払われた料金ならびに同伴する乗客によって支払われた料金を全額払い戻します。ただし、それ以外にはいかなる責任も負わないものとします。キュナードは、妊娠後期と見受けられる乗客の乗船を拒否する権利を明確に留保し、さらにキュナードは、かかる拒否または当該乗客の運送に関していかなる責任も負わないものとします。

27. 妊娠中の乗客については、船内の医療設備に関する情報を扱う「医療」という見出しの第 29 項から第 31 項で言及されています。

28. 船医は、分娩または出生前後の治療を行う資格を有しておらず、かかるサービスまたは機器を提供する能力がないことに関してキュナードはいかなる責任も負いません。

医療

29. 乗客は、クルーズ中に必要な場合、資格を持つ医師が乗船している間に、医学的支援を求めることは乗客の義務および責任であることを認めるものとします。

30. 船医は専門医ではなく、また船内の医療センターは陸上の病院と同様の基準で設備機器が用意されていることは要件ではなく、それらの設備機器は用意されていません。船舶の医療センターは、広範囲または継続的な治療を提供することを目的として設計されていません。船舶は、その旗国の要件に準拠して、医療用品および機器を運送しています。キュナードと船医のどちらも、このことよって病状を治療する能力を欠如している結果として、乗客に責任を負わないものとします。船内の医療センターから提供されたサービスまたは薬品は支払い請求の対象となります。

31. 病気または怪我が起こった場合、乗客は治療のために上陸しなければならない場合があります。寄航港または乗客が上陸した場所での治療の質に関しては、いかなる表明も行われません。港ごとに医療設備は異なり、種々の病院または診療所によって提供される治療の基準に関してはいかなる表明または保証も行われません。

保険

32. 全乗客が全世界または最低でも乗客が訪れる予定の国々において契約前発病を保障し、かつパッケージの全期間継続して有効でなければならない十分に有効な医療保険に加入しなければならないことは、本契約の条件です。保険証書には、医療および帰国に関する 200 万ポンド以上の保障およびヘリコプターによる避難などの船舶からの緊急避難費用の保障が最低でも含まれていなければなりません。

33. 可能である場合はいつでも、キュナードは、パッケージ期間中の病気、怪我または死亡を被る乗客に、パッケージの一部を形成する活動に起因するか否かにかかわらず、またいかなる当事者の過失の結果であるか否かにかかわらず、一般的な援助を提供します。

34. いかなる種類の医療的、歯科的または類似する治療、ホテル、交通機関、帰国に関連して乗客のためにまたはそれに代わってキュナードが合理的に負担する費用または経費もしくはその他の費用は、その合計額が当該乗客の旅行保険によって保障されているか否かを問わず、当該乗客からキュナードに対して払い戻されるものとします。キュナードは、当該費用または経費を回収するためにキュナードが適切と判断するあらゆる措置を講じる権利を留保します。

料金および追加料金

35. キュナードは、パンフレット内の詳細および料金について、公表後に変更する権利を留保します。パンフレット等で宣伝広告されている料金、値引き、付録および特別オファーは、撤回または変更される場合があります。料金は上下に変動する可能性があります。乗客は、最新の料金および費用について、予約を行う前にその起用旅行代理店に連絡するか、弊社に電話(0843 374 0000)をいただくか、または弊社ウェブサイト www.cunard.co.uk, cunard.com)を訪問いただく必要があります。

36. キュナードは、燃料その他の動力源、定期航空運賃および航空会社（およびその代理店）とキュナード間の契約の一部である航空会社の費用変更などの輸送費の変動、付加価値税の変更などの政府の行為またはその他の政府が課す変更および為替レートの変動に関連する通貨変動、パッケージの履行に直接関与しない第三者が課すパッケージに含まれる旅行サービス上の税金もしくは手数料（旅行者税、入国税または港および空港における乗船もしくは下船手数料を含む）の水準に起因して、お客様のパッケージの料金にバリエーションを持たせるために、出航の 20 日前までに随時料金を上下に変更する権利を留保します。何らかの小さな変動がある場合、お客様の旅行手配の料金の 2%相当額（保険料および改正料を除く）が上昇分に吸収されますが、払い戻し分には含まれません。大きな変動がある場合、この 2%は同様に上昇分に吸収されますが、払い戻し分には含まれません。これによって乗客がパッケージの料金の 8%を超える上昇分を支払わなければならないことを意味する場合には、乗客は、本契約を解除し、支払った全金額の全額払い戻しを受けることができます（改正料または保険料を除く）。派生的な費用または経費もしくは利益の喪失は、支払いの対象ではありません。乗客が保険証書の譲渡または再利用が不可能であったことを証明できる場合、キュナードは、支払われた保険料を適切に払い戻すことを考慮します。このために乗客が取り消しを決定する場合、当該乗客は、キュナードが当該乗客に対して変更案を通知した時点から 14 日以内に取り消しの権利を行使しなければなりません。乗客が変更案を希望するかまたは取り消しするかいずれかについてキュナードに通知することを怠った場合、キュナードが取り消しかつ当該乗客の全ての支払額を払い戻すことにつながる場合があります。キュナードは、本契約の取り消し後 14 日以内に乗客に対して支払うべき全ての支払額を払い戻すものとします。あるいは、キュナードが代替パッケージを提供し、支払い済みの金額を当初のパッケージから代替パッケージに移行できる場合、乗客は、代替パッケージの申し出を承諾することができます。代替パッケージの費用が当初のパッケージよりも少ない場合、料金の差額は払い戻し可能です。旅行手配は常に現地通貨で購入されるわけではなく、一部の明らかな変更は、契約上あるいはその他の保護が設定されているため、お客様のパッケージの料金には全く影響しないことにご注意ください。

37. 乗船時のお買い物用にアカウントを設定するため、チェックイン時に支払いカードの登録が必要です。また、当該アカウントのためのクルーズカードが発行されます。初回の事前認証のため 100 ドルがチェックイン時に必要となり、その後乗客がクルーズカードを使用して行う乗船中の購入（キュナードのパンフレット内およびキュナードのウェブサイト上で指定されているレートで請求される宿泊および食事代を含む）でこの初回金額を超えるものに関しては、この購入金額が正確でかつ当該乗客が登録した支払いカード上のさらなる資金ブロックのために承諾された金額内であるように承認します。乗船中のサービスおよび商品ならびに寄港地観光に関するすべての精算は、乗客が船舶の利用を終了する前に全額決済されていなければなりません。乗客がクルーズ完了以前に乗船中の精算を決済できなかった場合、キュナードは、支払いの実行日まで未払い額に金利を課す権利を留保し、法的手続費用に加え、かかる支払金額追徴のための合理的な事務管理費を請求する権利を有するものとします。キュナードは、本利用条件またはそれ以外に基づいてキュナードが有しているその他の救済措置を侵害することなく、乗客が行っている可能性のある将来の予約を取り消す権利および乗客からキュナードへの支払い額とキュナードが乗客に対して支払い義務を負っている金額とを相殺する権利も留保します。

乗客による解約

38. 本契約の履行に重大な影響を与える不可避かつ異常な事態（第 1 条で定義されたとおり）が発生した場合、乗客は、取消料を支払うことなく、パッケージの開始前に本契約を取り消す権利を有しています。かかる事態において、乗客は支払った全金額の全額払い戻しを受ける権利を有しますが、追加的な補償を受ける権利は有しないものとします。

乗客は、その旅行代理店を通じて、または直接予約を行った乗客については弊社予約部門に電話をいただくことにより、パッケージの開始前に随時本契約を取り消すことができます。ただし、当該取り消しが本契約の履行に重大な影響を与える不可避かつ異常な事態の結果としてではない場合には、キュナードは、次の基準に従って支払い済み料金の割合として取消料を徴収する権利を有するものとします。

キュナード料金および早期割引:

キュナードが書面による取り消し通知を受け取る出航前の期間	取消料(料金の割合)
予約日から出発 91 日前まで	保証金
90 日～57 日	50%
56 日～42 日	60%
41 日～16 日	75%
15 日～6 日	90%
出航の 6 日前以降または乗船不履行。 フライクルーズについては、航空便出発日が出発日となります。	100%

割引:

キュナードが書面による取り消し通知を受け取る出航前の期間	取消料(料金の割合)
予約日から出航まで(乗船の不履行を含む)。	100%

39. 乗客の保険証書の条件に基づいて乗客が取消料(該当する超過分を差し引く)を再請求できる場合もあります。請求は適切な保険業者に提出する必要があります。出航後、乗客が病気によるかまたはその他の理由によるかを問わず下船した場合、当該乗客にはパッケージの未利用部分の払い戻しを受ける権利がありません。

出航前のキュナードによる変更および取り消し

40. キュナードは、予約が行われた後に取り消しまたは重大な変更を行わないよう最善を尽くします。しかしながら、業務運営上、商務上その他の事由により合理的に必要となる場合には、キュナードは、出航前のいかなる時点であっても、本契約を取り消すおよび/またはパッケージを変更もしくは短縮する権利を有するものとします。キュナードは、かかる取り消しまたはパッケージの変更について可能な限り速やかに乗客に通知します(適切な場合には、その後合理的に可能な限り速やかに書面による確認を伴います)。キュナードがパッケージに重大な変更を行う場合、キュナードは、乗客またはその旅行代理店に合理的に可能な限り速やかに通知します。乗客は、変更を承諾するか、可能な場合は同等規格の代替パッケージの申し出(キュナードは、代替パッケージの代金が当初のパッケージよりも低い場合、料金の差額を払い戻します)を承諾するか、またはパッケージを取り消して支払い済みの全金額の全額払い戻しを受けるかのいずれかを選択することができます。乗客は、当初予約されたパッケージとおおよそ同時期に利用可能でかつ/または旅行日程が類似するような適切な代替パッケージをキュナードが一般的には提供できないことを認め、これに同意するものとします。ただし、キュナードは、期間および価額がパッケージと類似する代替パッケージを提供できるよう最善を尽くします。乗客は、合理的に可能な限り速やかに、いかなる場合においても、重大な変更についての通知を受けてから 14 日以内に、本人の決定について

キュナードに通知しなければなりません。

41. 乗客が第 40 項に定める事態においてパッケージを取り消す場合、またはキュナードがパッケージを取り消す場合、乗客は以下のとおり補償を受ける権利を有するものとします(変更または取り消しが不可避かつ異常な事態による、または乗客による不払いによる場合を除きます)。

キュナードが通知を行う期間	正規料金を支払う乗客当たりの補償
90 日～43 日	5%のクルーズクレジット
42 日～29 日	10%のクルーズクレジット
28 日～15 日	15%のクルーズクレジット
14 日～0 日	20%のクルーズクレジット

キュナードは、予約を行った乗客数が、パッケージを進める上での最低必要数を満たさない場合、追加補償を支払うことなく、本契約を取り消し、支払われた全額を全額払い戻す場合もあります。また、キュナードは、本契約の取り消しについて乗客に以下の期間内に通知します。

パッケージの継続期間が 6 日を超える場合、パッケージ開始の 20 日前。

パッケージの継続期間が 2 日～6 日の場合、パッケージ開始の 7 日前。

パッケージの継続期間が 2 日未満の場合、パッケージ開始の 48 時間前。

42. クルーズクレジットの価額は、取り消されたパッケージに対して実際に支払われた料金を参照して算出され、キュナードの他の予約についてのみ使用することができます。そのような新規予約は、当初のパッケージの日付からその年の 12 月 31 日までに行われなければなりません。クレジットパウチャーは、予約時点で乗客が利用できる値引きを控除した後の新規のパッケージの料金と引き換えることができます。上記の補償は、より多くの補償を請求する権利を有する乗客または補償を異なる形式で受け取することを要求する乗客を除外するものではありません。派生的な費用または経費もしくは利益の喪失は、支払いの対象ではありません。

出航後のキュナードによる変更および解約

43. 出航後、キュナードは、船舶が旅行日程に記載のある全ての港に寄港するかまたは広告に含まれる航路もしくは時刻表の全内容に従うこと、またはパッケージの全内容が提供されることを保証しません。キュナードは、かかる港の省略、寄港地の追加または広告に含まれる航路、時刻表もしくはパッケージの変更を行うか否かについて決定する絶対的な権利を留保します。キュナードがパッケージの主要な部分を提供できない場合、キュナードは、パッケージを継続するために、乗客に追加の費用負担をさせることなく、適切な代替手配を行います。乗客が、正当な理由で、代替手配を承諾しない場合、またはキュナードが適切な代替手配を行うことが不可能である場合、キュナードは、該当する場合、乗客に対して、出航地に戻るかまたはキュナードと乗客が合意したその他の地点に行く輸送手段を提供します。どちらの場合でも、キュナードは、該当する場合、乗客に補償します。キュナードは広告宣伝されたパッケージの全ての要素を提供する責任を負います。ただし、それができなかった場合で、旅行サービスが本契約に準拠して履行されなかったと乗客が判断するときは、乗客は、遅滞なくキュナードに通知しなければなりません。乗客がパッケージの不一致についてキュナードに通知するのを怠った場合、通知が行われれば損害を回避または軽減することができたときは、当該不履行が料金の減額または損害の補償を判断する決定する際に考慮される場合があります。キュナードは、実行が不可能でない限り、乗客が提起した本契約に基づく旅行サービスの不一致を是正するものとします。または、キュナードは、不一致の程度および影響を受けた当該旅行サービスの価値を考慮した上で、不均衡になっている費用を負担します。変更が軽微であるかまたは不可避かつ異常な事態によりキュナードがパッケージの主要な部

分を提供することができない場合には、補償は支払われないことに注意してください。

44. 海峡、船舶交通機構が管理するその他の海上地域、運河、河川およびその他の航行可能な水路の通航または部分通航は、運航状況および/または地方自治体の要件により遅延が生じる可能性があります。キュナードは、かかる遅延に関して責任を負わないものとします。

セキュリティ、安全性およびサポート

45. 乗客は、常に適切な方法で、かつ乗船中の全ての方ならびに本パッケージの一部を形成しているサービスもしくは設備または寄港地観光の提供に関わる全ての方の健康、安全、快適性、楽しみおよび一般的な健康状態に当然払うべき注意を払って行動することが望まれており、乗客は、これについて明確に同意するものとします。乗客の行為、態度または健康が本要件の違反のようなものである、または乗客の態度、健康または行為が乗客本人の健康または安全、その他の乗客もしくは船員の健康もしくは安全を危険にさらす可能性が高い、または乗客が港で上陸許可をほぼ得られそうになくなる、または医療および/または保守管理およびサポートおよび/または帰国に関する費用についてキュナードに責任を負わせる可能性があるから見受けられる場合、キュナードおよび/または船長は、特定の状況に応じて、以下のうちの一つかそれ以上の合理的かつ適切と思われる措置を講じる権利を有するものとします—

- 特定の港またはその他の寄港地で乗客が乗船または下船することを拒否する。
- 乗客を下船させる。
- 乗客を別の寝台へ移動させる。
- 乗客を特定の専用室または船舶の医療センター内から外出禁止とする。
- 船医または船医のスタッフを通じて、薬、薬品または類似の性質のその他の物質を処方する、または船医が必要であると判断する場合、乗客を港の病院もしくは類似する施設に収容および/またはそこから外出禁止とする。
- 適切な場合、乗客をホテルから退去させる。
- 乗客を英国または居住地へ送還する。

46. キュナードおよび/または船長が上記第 45 項に従って行動している場合、乗客および(キュナードの独自の裁量により)乗客と一緒に旅行している別の方(同一の予約に基づいているか否かを問わず)のいずれも、料金の全額もしくは一部の払い戻しについてかまたはその他の形式による補償についてかもしくは英国もしくはその他の場所への帰還費用についてかもしくはその他の形式の損失もしくは費用についてかにかかわらず、かかる行動の結果として被った損失または費用についてキュナードに請求を行う権利を有しないものとします。乗客が本条に従ってキュナードの費用負担によって送還された場合、キュナードは、当該送還費用を回収する権利を有するものとします。

47. 乗客が旅行に不適合であるかまた航空機、その乗客もしくは乗組員の安全への脅威となっているか、または虐待的もしくは破壊的である旨の機長の合理的な意見により、乗客が航空機に搭乗する権利を認められなかった場合、キュナードは、乗客の旅行手配を完了する責任を負わず、また払い戻し

もしくは補償を支払う責任も負いません。航空機が乗客の行為により、予定にない着陸を余儀なくされる場合、キュナードは、乗客からその費用の全額を回収する権利を有するものとします。

48. 安全上の理由から、随時、乗客および/または乗客の手荷物および物品を検査する必要がある可能性があり、乗客は、船長またはその他の権限保持者から要請を受けた場合は、かかる検査を許可することに同意するものとします。

49. 乗客は、可燃物もしくは危険性のある物品、持ち込みが規制もしくは禁止された物質、または動物を船内に持ち込むことは禁止されています。そうした行為に及ぶことは、本条件の違反であり、乗客は、傷害、損失、損害または費用についてキュナードに厳密な責任を負わせることになるものとし、乗客はかかる違反によりキュナードが被った損失、損害または費用についてキュナードに全額補償するものとします。乗客は、個人的に法的罰則の対象となる場合もあります。船長(または目的のために委任されたその他のオフィサー)は、船長が本条に違反している可能性があると合理的に考える乗客の専用室に立ち入り、検査し、当該乗客の個人的な荷物(専用室内にあるか否かを問わない)を検査する権利を随時有するものとします。乗客が本項に違反していると判明した場合、キュナードおよび/または船舶の船長は、第 45 項によって与えられる権限のいずれかを行使する権利を有し、また第 46 項が適用されます。上述の事項を制限することなく、乗客は、海洋および/または水路に物品を投棄することを含む、不法投棄またはあらゆる種類の汚染に関連した本人の行動に起因する全ての損失および罰金に対して責任を負うものとします。

50. 乗組員またはキュナードによって権限を付与されたその他の者は、必要な検査、保守管理、修理作業を実行するためかまたはそれらに関連する目的のために乗客の専用室に立ち入る権利を有するものとします。

苦情

51. 旅行中に発生する問題は、その時点で乗客からキュナードの代表者に対して提起されなければなりません。旅行中に、乗客が全面的に納得する程度まで問題が解決しなかった場合、苦情が適切に調査されるようにすることは不可欠であり、その後都合のつき次第またいかなる場合においても乗客がパッケージから戻った後 28 日以内に、キュナードに通知しなければなりません。この期間内に苦情について報告できなかった場合、キュナードが苦情について調査を行い処理する能力に不利な影響を与える可能性があり、また将来の主張を害する可能性があります。海上および内陸の水路を旅行する乗客の権利に関する EU 規則第 1177/2010 号に関連する苦情は、サービスが提供された日から 2 ヶ月以内に書面によってキュナードに対して行われなければなりません。キュナードは、1 ヶ月以内に、乗客の苦情が立証されたか、却下されたかまたは未だ検討中であるかを乗客に返答するものとします。ただし、返答を提供するための所要時間は、苦情を受け取ってから 2 ヶ月を超えないものとします。

責任

52. 第 52 項から第 56 項に従って、キュナードは、クルーズを除き、パッケージに関連する自社のサプライヤーの過失または不作為に起因する死亡、傷害または疾病に対する責任を負います。キュナードは、該当する場合、第 55 項から第 60 項(同項を含む)で参照される協定によって、その責任を制限します。いかなる状況においても、キュナードは、パッケージの一部を形成するサービスの不適切な履行または不履行に対して、それらが乗客の過失、本契約に基づいて提供されるサービスの提供と無関係の第三者の予測不可能または不可避の作為もしくは不作為、または不可避かつ異常な事態に全面的に起因する場合には、責任を負いません。

53. 人的傷害、死亡または疾病に関連しない請求または第 55 項から第 60 項(同項を含む)で参照される協定の対象ではない請求について、本契約の不適切な履行に対するキュナードの責任は、影響を受けた乗客がパッケージに支払った料金(保険料および改正料を除く)の最大 3 倍までに制限され、キュナードは、取引上の損失もしくは利益の喪失、使用不能損失またはその他の派生的もしくは間接的な損失もしくは損害に対して責任を負わないものとします。

54. 全ての運送(陸海空による)は、実際の運送者の運送条件の対象となります。これらは、責任を制限するかまたは免責にする場合があります。それらは明示的に本契約に組み込まれます。本利用条件のコピーは、キュナードから要求があり次第利用可能です。キュナードは、乗客が航空会社の身元について最終決定後に通知され、また可能性の高い航空会社の詳細がパンフレットに記載されることを確実にしています。キュナードは、EU が禁止した航空会社リスト(弊社ウェブサイトにて閲覧可能です)に掲載されている航空会社を利用しません。キュナードの賠償責任は、航空会社の賠償責任を超えません。

55. 乗客および乗客の荷物の航空輸送は、1929 年ワルソー条約(1955 年ハーグ議定書または 1999 年モントリオール議定書に改正されたものまたはその他であるかを問わない)または 1999 年モントリオール条約を含む、様々な国際条約等(以下「国際航空条約」という)によって管理されています。英国と欧州連合加盟国の間の航空便は、EU 規則第 889/2002 号で現在管理されており、同規則が 1999 年モントリオール条約に法的効力を与えています。キュナードが航空輸送に関して不稼働の航空会社として乗客に責任を負う可能性のある範囲内で、国際航空条約の諸条件(キュナードと乗客間のフライクルーズに関する契約に適用される可能性のある将来的な改正および新たな協定を含む)は本条件に明示的に組み込まれています。国際航空条約は、航空会社が、死亡、人的傷害、荷物の損失および損害ならびに遅延についての責任を制限することを許可している場合があります。キュナードが航空輸送に関して乗客に責任を負う可能性がある限りで、責任の制限はそれに応じて決定されます。これら条約のコピーは、要求があり次第キュナードから入手可能です。

56. 乗客および乗客の荷物の国際海上輸送(クルーズを含む)は、船客に対する事故賠償責任に関する EU 規則第 392/2009 号(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/2724/annex-b-reg-ec-392-2009.pdf)および 2002 年アテネ条約(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/261628/Misc.6.2013_Prot_2002_Athens_8760.pdf)によって管理されています。コピーは要求することにより入手可能です。2002 年アテネ条約および EU 規則第 392/2009 号は、本条約に明示的に組み込まれており、国際海上輸送に起因する死亡、人的傷害または荷物の損失もしくは損害についてのキュナードの責任は、死亡、人的傷害または荷物の損失もしくは損害についての航空会社の責任を制限し、有価物についての特別条項を作成する 2002 年アテネ条約および EU 規則 392/2009 号に従って独自に提起および決定されるものとします。責任の制限は、特別引出権(SDR)を参照して評価され、SDR は毎日の為替レートによって変動します。本条件における全ての SDR の価値は、2018 年 4 月 29 日の時点で正確です。最新の価値は次のウェブサイトでは評価することができます(http://www.imf.org/external/np/fin/data/rms_sdrv.aspx)。書面による通知が(航空会社としての)キュナードに対して行われな限り、乗客に届けられた荷物には何ら損害がなかったものと推定されます。

a) 明らかな損害がある場合、下船または再交付以前またはその時点。b) 明白でない損害または損失の場合、下船もしくは再交付の日付からかまたはかかる再交付配が行われている必要のある時点から 15 日以内。クルーズが航行であるものの、1 ヶ国にのみ寄港する場合(国内運送)、1974 年アテネ条約の条項が適用される場合があります。国内輸送が英国内である場合、2014 年商船法(乗客およびその手荷物の海上運搬に関する条約)(改正)(施行)(2014 年規則)が適用される場合があります。非航海クルーズは、1995 年商船法の規定の対象となるものとし、また死亡または人的傷害の賠償責

任は、乗客 1 名当たり 175 000 SDR に制限されます。これらの規定は、船舶が水上ホテルとして使用されている場合も適用されます。1974 年アテネ条約および 2014 年規則に準じた船内持ち込み荷物に適用される制限は、833 SDR (870 ポンド) です。EU 規則第 392/2009 号および 2002 年アテネ条約が適用される場合、この数値は 2,250 SDR (2,350 ポンド) まで上昇します。有価物が船舶に預けられていない限り、キュナードは、有価物に対する損失および/または損害に関して責任を負いません。船室内の安全装置を使用することは、船舶に預けることとはなりません。船舶に預けられており、より高額な金額が書面によって合意されていない限り、1974 年アテネ条約および 2014 年規則に準じたキュナードの賠償責任は 1,200 SDR (1,253 ポンド) に制限され、EU 規則第 392/2009 号または 2002 年アテネ条約が適用される場合は、3,375 SDR (3,524 ポンド) に制限されます。死亡または人的傷害が発生し、稼働航空会社の主たる営業所が英国内にある場合、1974 年アテネ条約および 2014 年規則に基づき適用される制限は、46,666 SDR (48,732 ポンド) または 300,000 SDR (313,279 ポンド) です。EU 規則第 392/2009 号および 2002 年アテネ条約に従い、乗客は、船舶の難破、転覆、衝突もしくは座礁、船内の爆発もしくは火災、または船内の瑕疵に関連する死亡または人的傷害(「輸送事故」)に対して事故 1 件あたり 250,000 SDR (261,066 ポンド) の補償を航空会社から受け取る権利を有します。ただし、輸送事故が天災、敵対行為、内戦、暴動または例外的、不可避かつ抵抗不能な性質を持つ自然現象により起こった場合、または第三者が事件を引き起こす意図を持って行った作為または不作為を全面的な原因とする場合を除きます。輸送事故に対する補償は、合計額 400,000 SDR (417,705 ポンド) となるまで、事故 1 件につき各乗客あたり 150,000 SDR まで増額することができます。ただし、航空会社が損失を招いた事故が自社の過失または不注意なしに発生したことを立証する場合を除きます。輸送中以外に発生した事故について、乗客は損害を引き起こした当該事故が航空会社の過失または不注意に起因したものであることを立証しなければなりません。これらの状況において、最大支払い額は 400,000 SDR です。戦争またはテロリズムに関連する場合には、最大支払い額は、各乗客あたり 250 000 SDR または船舶 1 隻かつ事故 1 件あたり 3 億 4000 万 SDR です。EU 規則第 392/2009 号の要約は [こちら](http://ec.europa.eu/transport/themes/passengers/maritime/doc/rights-in-case-of-accident.pdf) (<http://ec.europa.eu/transport/themes/passengers/maritime/doc/rights-in-case-of-accident.pdf>) で閲覧できます。

57. EU 規則第 392/2009 号、2002 年アテネ条約および/または 2014 年規則の制限までのキュナードによる損害賠償額は、乗客による寄与過失の割合および 1974 年アテネ条約第 8 条(4)で定められている最高免除額によって減額されます。

58. 航空輸送または海上輸送に起因する請求に関連してキュナードが乗客に対して責任を負う可能性がある限りで、キュナードは、アテネ条約に基づき、実際の航空会社に対して行使可能な抗弁、免責および制限それぞれ全ての権利(輸送に関する自社の利用条件を含む)を有するものとし、また本条件のいかなる規定もその諸条件の放棄とみなされないものとします。本条件の規定がワルソー条約、モントリオール条約もしくはアテネ条約または強制的に適用される法令によって無効とされるかまたは別途執行不能である範囲内で、当該規定はその範囲で無効となるものとしませんが、その範囲を超えないものとします。

59. キュナードが所有していない船舶でクルーズを実行する可能性がある限り、キュナードは、1996 年の議定書またはその他による改正のとおりであるか否かにかかわらず、また関係法域内で随時有効であるのとおり、1976 年海事債権についての責任の制限に関する条約を目的として常時船舶の所有者とそれでもみなされるものとして合意されており、またそのように当該条約に基づき責任を制限する権利を有します。

60. 航空輸送に起因する請求を除き(第 55 項に記載のとおり)、海上輸送中に死亡や人的傷害および荷物の損失または損害に関連してキュナードが乗客に負う可能性のある責任は、本条件に従い本契約に基づくかまたはそれ以外かを問わず、常に 2002 年アテネ条約、EU 規則第 392/2009 号または 2014 年規則に含まれている責任の制限の対象となるものとします。

61. 2002年アテネ条約、EU規則第392/2009号、2014年規則および/またはモントリオール条約などの国際条約に含まれていない荷物を含む所有物の損失または損害に対する請求に関して、かつ責任が参照によって法律または諸条件に限定されない場合、キュナードがかかる損失に対して負う可能性のある法律上の責任は、各乗客につき500.00ポンドに制限されます。キュナードは、あらゆる状況において、宝石類や金銭を含む紛失有価物に対し責任を負わないものとします。乗客は、その個人的な所有物および有価物を常に所持していることを確認しなければなりません。

62. パッケージに含まれるまたはその他の時期に購入されたホテルおよびシャトル運行サービスは、キュナードが現地のサプライヤーとともに手配します。この現地サプライヤー自身、現地オペレーターのサービスを利用している場合があります。寄港地観光が行われる多くの国々の衛生環境、宿泊施設および移動手段の規格は、英国の同等の規格よりも低いことが度々あります。キュナードは、評判が良くて有能な現地のサプライヤーを指名するよう常に努力します。ホテルおよびシャトル運行サービスの諸条件は、適用可能であり、また本契約（またはシャトル運行サービスに関するキュナードと乗客間のその他の契約）に明示的に組み込まれます。これらは、ホテル経営者またはシャトル運行サービス経営者の賠償責任を制限または免除する場合があります。キュナードの責任は、ホテル経営者および/またはシャトル運行サービス事業者の責任を超えません。関連する国の現地規格は、本パッケージサービスの履行を評価する上で関連性があります。乗客からの苦情が発生した場合、本契約（またはシャトル運行サービスに関連したキュナードと乗客間のその他の契約）は、イングランドおよびウェールズの法律に従っていない場合であっても、これらのサービスに関連する現地の規格が十分に満たされた場合、履行されたものと解釈されます。キュナードは、乗客の過失、サービスの提供に無関係の第三者の予測不可能または不可避の作為もしくは不作為、または不可避かつ異常な事態に全面的に起因するかかるサービスの不適切または不履行に対して責任を負いません。

63. キュナードは、料金に寄港地観光を含めません。寄港地観光は、パッケージの一部を形成しません。寄港地観光は、パッケージが予約された後も、別の寄港地観光のパンフレットまたはオンラインから予約することができます。予約は、クルーズの開始前の特定期間中に行うことができます。乗船中に購入することもできます。

64. 予約された寄港地観光は現地オペレーターが提供します。キュナードは、関連する国の現地の法律および規制を適用する評判が良くて有能な現地オペレーター地を指名するよう常に努力します。寄港地観光のオペレーターは、キュナードの被使用者、代理店またはサプライヤーではありません。キュナードは、現地オペレーターの過失に全面的に起因する作為または不作為に対して責任を負いません。キュナードは、寄港地観光を運営、実行またはそれ以外に組織および/または監査することをしません。全乗客は、本人が寄港地観光を企てるのに適して健康であることを確認しなければなりません。全ての寄港地観光は、寄港地観光のパンフレットにある諸条件によって管理されます。

65. 全ての従業員、代理店、請負業者およびその下請け業者（第1項で定義するサプライヤーを含む）ならびにキュナードおよびそのサプライヤーの両方の全保険業者は、本利用条件に基づいてキュナードが利用可能な同様の権利、抗弁、免責および制限の恩恵を受けるものとします。

訴訟、請求および期限

66. 航空輸送に起因する乗客による訴訟は、該当する場合、ワルソー条約、モントリオール条約、2002年アテネ条約、EU規則第392/2009号または2014年規則によって定められている期限内に開始されなければなりません。

67. 裁判所または法廷が英国法以外の法律を適用する場合、キュナードは、(全ての責任の免除および制限に関連して)回復可能な損害額に関する制定法による法制限の保護を含む当該法律によって許容されている最大限の保護を受ける権利を有するものとします。

68. キュナードは英国旅行業協会 (ABTA) の会員であり、会員番号は V8764 です。キュナードは、ABTA の行動倫理規範により、乗客に対して高い水準のサービスを維持する義務を負います。キュナードは、乗客に英国 CTSI によって承認された ABTA の紛争解決体系を提供することもできます。キュナードが苦情を解決できない場合、乗客は www.abta.com を訪問し、ABTA の簡潔な手順を利用する事ができます。当該規範および紛争解決における ABTA の援助についての詳細情報については、www.abta.com で閲覧できます。

財政的保護

69. キュナードは、全てのパッケージに対して十分な財政的保護を提供します。航空便をベースとしたパッケージについては、キュナードの航空旅行業ライセンス (ATOL) 番号 6294 を通して行われます。万が一キュナードが破産した場合、CAA は、航空便をベースとしたパッケージを予約した乗客が外国で立ち往生しないことを確実にし、事前予約のために乗客がキュナードに支払った金銭を払い戻すように手配します。詳細については、ATOL のウェブサイト (www.atol.org.uk) を訪問してください。乗客が ATOL によって保護された航空便または航空便が含まれている旅行プランをキュナードから購入した場合、キュナードは ATOL 証明書を授与されます。これには、航空便、宿泊施設、レンタカーおよび/または財政的に保護されているその他のサービスの一覧を表記しており、乗客は、本人にとって証明書が持つ意味や、好ましくない事態が発生した際の連絡先について情報を得ることができます。キュナードまたは ATOL 証明書で特定されるサプライヤーは、ATOL 証明書に一覧表記されたサービス (または適切な代替サービス) を乗客に提供します。場合によっては、キュナードまたはサプライヤーのどちらも、支払い不能を事由として、その提供を行うことができない場合があり、代替 ATOL 保持者が乗客に対して購入したサービスまたは適切な代替サービスを (乗客に追加費用を発生させることなく) 提供する場合があります。乗客は、そのような状況において、代わりに ATOL 保持者がそれらの義務を履行することを承諾することに同意し、また、本契約に基づき乗客が支払う未払い金銭を当該代替 ATOL 保持者に支払うことに同意するものとします。ただし、乗客は、場合によっては代替 ATOL 保持者を指名することが不可能であり、その場合、乗客は、ATOL スキーム (または該当する場合、そのクレジットカード発行会社) に基づいて請求を行う権利を有します。キュナードまたは ATOL 証明書によって特定されるサプライヤーが、支払い不能を事由として、一覧表記されているサービス (または代替 ATOL 保持者等を通じた適切な代替サービス) を提供することができない場合、エアトラベルトラストファンド (ATT) の管財人が、ATOL スキームに基づき、乗客に支払いを行います (または利益を供与します)。乗客は、完全にかかる支払いまたは利益に対して、乗客が当該サービスを提供されていないことに関連するまたはそれに起因する請求 (キュナード、乗客の旅行代理店 (または該当する場合、乗客のクレジットカード発行会社) に対する請求を含む) を完全にそれら管財人に譲渡することに同意します。乗客は、別の組織が、乗客が ATOL スキームに基づいて請求した金額を支払った場合、かかる請求はその組織に再譲渡される場合があります。

70. キュナードによって提供および販売された全てのパッケージが ATOL スキームによって保護されるわけではありません。英国内でキュナードによって販売された航空便を利用しない全てのパッケージは、ABTA スキームの財政保護に基づいて保護されます。万が一キュナードが支払い不能に陥った場合、ABTA は、航空便を利用しないパッケージを予約した乗客が外国で立ち往生しないことを確実にし、事前予約のために乗客がキュナードに支払った金銭を払戻しするよう手配します。海外において販売されたクルーズは、販売が行われた国で施行されている消費者保護スキームまたは ABTA によって運営さ

れている保護スキームによって保障される場合があり、乗客は、どの保護をその予約に対して適用される可能性があるのかを確認するために、キュナードに連絡する必要があります。

弊社がお客様のデータを利用する方法

71. 第 71 項における「お客様」とは、乗客を意味します。キュナードのプライバシー通知の全文は、弊社ウェブサイト(cunard.com/privacy)で閲覧できます。また、コピーについては、お客様の電話予約の間、またはお客様対応部門(Guest Relations, Carnival House, 100 Harbour Parade, Southampton, SO15 1ST)に連絡して要求することができます。キュナードは、お問い合わせをされた方と乗客に関する個人データを、自社の事業的ニーズをサポートするために、皆様のクルーズの前、最中およびその後に取り扱います。キュナードは、お客様が問い合わせ、予約またはキュナードと渡航される際に提供いただく個人データを収集します。お客様とキュナードとのやり取りの結果として個人データが作成され、キュナードによって保管されます。キュナードは、お客様に関連するその他の個人または第三者団体から個人データを受け取る場合があります。キュナードは、自社のダイレクトマーケティングコミュニケーションの効果を向上させるため、または自社のロイヤルティプログラムを届けるため、自社が保有する個人データを分析します。キュナードは、お客様に関する個人機密データの取り扱いを、法律上の事由がない限り行いません。キュナードは、未成年者が自社船舶の乗客である場合、サービスの提供を目的として、その未成年者に関する個人データを取り扱いますが、その他の目的において未成年者に関する個人データを収集することを試みません。キュナードは、契約を締結しお客様にサービスを提供するため、法律上の義務に従うため、お客様またはお客様に関連する方の重要な利益を保護するため、またはお客様の権利がキュナード自身もしくはその他の団体の法律上の利益に優先しないことを条件に、それら利益のために必要である場合、お客様から同意をいただいて個人データを利用します。

お客様が直接的または旅行代理店を通して予約された場合、キュナードは、お客様および予約に影響があるお客様のグループ内のその他の乗客に関する個人データ(お客様の名前、性別、生年月日、自宅住所、電話番号、電子メール、医療、ケアもしくは食事に関する要件の詳細、お客様が選択した予約に関連する特定の嗜好、およびお客様の支払い情報を含む)を収集します。キュナードは、お客様と契約を締結するために本データを必要とします。お客様が予約に含まれているその他の方に関する個人データをキュナードに提供する場合、お客様は、第 71 項に定められた目的のためにそれらの方の個人データをキュナードに提供する権限を持っている必要があります。提供されたその情報に対する責任を有していなければなりません。予約をしている乗客は、予約に含まれている当乗客についての個人データが正確かつ最新のものであることを確実にするよう主導する責任を負います。お客様が渡航を予約した後、お客様は、キュナードのオンライン・ポヤージ・パーソナライザー・サービスへのアクセスに電子メールによって招待され、お客様はお客様およびお客様の予約グループ内のその他の乗客に関する追加個人データを提供する必要があります。お客様およびお客様の予約グループ内のその他の乗客のパスポート、保険および緊急連絡先情報を含むこの追加必須個人データは、予約を完了するために必要です。お客様は、船内の製品およびサービス、エクスカッションおよびその他の活動を任意で予約または購入することができます。その際、お客様がさらに個人データを提供することが必要となる場合があります。キュナードは、お客様の個人データを、温泉の経営者または旅行業経営者など、それらのサービスをお客様に提供することを目的として、その他の会社と共有する必要がある場合があります。

キュナードは、お客様のクルーズの前および最中に、セキュリティおよび安全のため、お客様にクルーズを楽しんでいただくため、およびお客様の心身両面の健康を保護するために、お客様に関する個人データを利用します。お客様のクルーズの後、キュナードは、お客様のフィードバックを求め、また自社のロイヤルティプログラムへの参加を招待する場合があります。お客様に関する個人データは、お問い合わせまたは苦情を解決するために使用される場合があります。キュナードは、英国内および世界中で船舶に乗船

中にお問い合わせをされた方および乗客に関する個人データを取り扱います。

英国内で処理されるお問い合わせおよび予約は、キュナードのシステムに Carnival グループスタッフおよびサプライヤーが、英国国外または欧州連合域外からアクセスすることができる場合、厳正なセキュリティ管理の対象となります。お客様が予約を行う場合、キュナードはお客様の個人情報を、航空会社、ホテルおよび運送会社など、お客様の旅行手配に関連するその他のサプライヤーに転送する場合があります。お客様の個人情報は、旅行代理店、セキュリティおよび信用情報審査会社、クレジットカードおよび請求を取り扱う会社とも共有される場合があります。キュナードは、政府および法執行機関およびお客様のクルーズ旅程内の国の公共団体（税関や入国審査当局を含む）に協力することが要求されます。キュナードは、お客様がどのようにキュナードとやり取りを行ったかに応じて、欧州連合（EU）内または全世界で個人データを収集および取り扱います。キュナードは、お客様が旅行先として向かっている目的地によっては（例えば、キュナードが入国審査当局、港湾管理機関または目的国でのエクスカージョン運営者に個人データを提供する必要がある場合）、乗船中の船内を含め、お客様の個人データを全世界で取り扱う必要がある場合があります。これには、データ保護における管理がEU域内の法的要件ほど強固ではない可能性があるEU域外の国々を含む、異なる国々の間でお客様の個人情報を送付することに関係する場合があります。

お客様は、キュナードがお客様に関する個人データを利用する方法に対して優先する権利を有します。これらの権利には、お客様に関してキュナードが保持している個人データの取り扱いおよびアクセス、お客様の個人データの更新または変更、およびお客様に関して該当する個人データの削除に対する同意を取り下げることが含まれます。お客様が自身の情報に対する権利を行使することを希望している、またはキュナードの個人データの取り扱いについて懸念または苦情がある場合、キュナードのデータ保護担当職員（Carnival House, 100 Harbour Parade, Southampton, SO15 1ST）に連絡するか、または電話（0344 338 8650）もしくは電子メール（privacy@carnivalukgroup.com）でご連絡ください。お客様が、キュナードの個人データの取り扱い方もしくは個人データの取り扱いに関するお客様の苦情に対するキュナードの対応の仕方に満足されていない、またはキュナードの個人データの取り扱いが法律に準じていないと考える場合、お客様は、電話（+44 (0)303 1231113）をするまたはウェブサイト（<https://ico.org.uk/concerns/>）を訪問することにより、情報局長事務局（ICO）に苦情を提示する権利を有します。